

議案第46号

さいたま市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

さいたま市旅館業法施行条例（平成15年さいたま市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(学校等に類する施設の指定) 第3条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により定める社会教育に関する施設その他の施設で、学校又は児童福祉施設に類するものは、次に掲げる施設とする。 (1) [略] (2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条に規定する博物館及び同法第31条第1項に規定する博物館に相当する施設 (3)・(4) [略]	(学校等に類する施設の指定) 第3条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により定める社会教育に関する施設その他の施設で、学校又は児童福祉施設に類するものは、次に掲げる施設とする。 (1) [略] (2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設 (3)・(4) [略]

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。